



# 学校いじめ防止基本方針

加茂郡白川町立佐見中学校

令和2年1月改訂

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

上記の定義に即していじめに該当するかどうかを判断する。生徒間の喧嘩やふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断する。

### (2) いじめの問題に対する基本的な認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」こと
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」こと
- ・「いじめは、見ようと思つて見ないと見つけにくい」こと
- ・「いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせ得る可能性がある人権に関わる問題である」こと

### (3) いじめの問題に対する学校としての基本的な構え

- 学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- 全ての教職員が常に生徒の小さな変化に敏感に気付く姿勢づくりをし、一致協力して組織的な指導体制により対応する。
- 教育活動全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底するとともに、いじめ防止に関わる生徒の自発的・自治的な動きを生み出す。
- 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」のために、生徒一人一人を大切にすることが重要であることを共通認識し、教職員の意識や態度の醸成に努める。
- 「いじめの解消」の定義を踏まえ、3ヶ月以上いじめの行為が止んでいたとしても、いじめが解消したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導・支援を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。

**「いじめ解消」の定義**

少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談を通して確認する）

**2 いじめ未然防止・対策委員会について**

法令に基づき、校内に「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

**(1) 構成員**

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談主任，教育相談コーディネーター  
当該生徒の学級担任及び副担任

(必要に応じて，以下のメンバーも招集する)

スクールカウンセラー，白川町教育委員会，PTA代表，学校運営協議会委員代表

**(2) 役割**

- ① いじめ防止のための方策の推進と見直し（相談体制の把握と助言）
- ② いじめ発見時の初期対応と事実関係の掌握，再発防止の具体策の検討
- ③ 全校指導体制のコーディネート，外部視点での客観的意見の提示
- ④ いじめ防止のための職員研修の実施

**3 いじめの未然防止のための具体的方策**

- (1) 「佐見中人権宣言」を核とした自主的・自治的な生徒会活動を充実する。
- (2) 仲間を大切にしたい学習環境づくりと分かる・できる授業を推進する。
- (3) 教師による生徒のよさの積極的価値付け，位置付けを行う。
- (4) 生徒相互のよさを見つけ（自己有用感），高め合える仲間づくり，学級・学年づくりの推進による居場所づくりと絆づくりを進める。
- (5) 人権やいじめの本質について考え，自己を見つめさせ，自己指導能力を高める場を設定する。
- (6) 携帯電話やスマートフォンなどのSNS機器の使用について，生徒や保護者への積極的な啓発を行う。

**4 いじめの早期発見のための具体的方策**

- (1) 「心の健康チェック」の実施による実態把握（年2回）
- (2) 学校評価アンケート（生徒版・保護者版）の実施による実態把握（年2回）
- (2) 教育相談，二者懇談による悩みや不安の解消（各種アンケートの活用）
- (3) 「生活ノート」の記述内容からの生徒の状況の把握（毎日）
- (4) 気になる生徒の情報交流と共通理解（週1回の生徒情報交流，随時）
- (5) いじめ未然防止・対策委員会の実施
- (6) 気になる情報についての保護者との情報共有と見守り（随時）

## 5 いじめに対する早期対応の具体的方策

- (1) いじめについて、発見したその日のうちに速やかに「いじめ対応フロー図」に従い対応を進める。また「いじめ未然防止・対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- (2) いじめを受けた生徒の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

いつ (When), どこで (Where), だれが (Who), なにを (What),  
なぜ (Why), どのように (How)

- (3) いじめ未然防止・対策委員会で調査状況を確認し、再発防止の具体策をとるとともに、必要に応じて外部機関と連携する。
- (4) 事実に基づき、生徒への指導と保護者への報告を行う。
- (5) いじめた生徒には、相手の苦しみを理解させ、行為の問題点となる意識について指導する。また、いじめた生徒とその保護者には、いじめられた生徒及びその保護者に対する謝罪を促す。
- (6) いじめが悪質な場合（傷害、恐喝など）は、被害者の保護者と相談の上、警察等の関係機関と連携を図り指導する。
- (7) いじめの指導が終わっても、カウンセリングなどを通してこころのケアを継続し、被害生徒へのいじめが解消されるまで見守り続ける。
- (8) 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する。(5W1Hで)

## 6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容
4月	・学校便り、Web ページによる「学校いじめ基本方針」の発信 ・4月職員会で「学校いじめ基本方針」を共通理解 ・PTA 総会で「学校いじめ基本方針」を説明
5月	・「心の健康チェック」(記名式)の実施 ・生徒会主催による「佐見中人権宣言」の共通理解
6月	・二者懇談(教育相談)の実施 ・保護者、生徒向けの情報モラル教室の実施
7月	・学校評価アンケート(生徒版・保護者版)の実施 ・職員研修(教育相談, 自殺未然防止, 人権教育)
9月	・職員研修(ネットいじめ)
10月	・職員研修(教育相談)
11月	・「心の健康チェック」(記名式)の実施。
12月	・各学級での「人権学活」の実施 ・生徒会主催による「ひびきあいの日」にあわせた「佐見中人権週間」「人権集会」の実施 ・学校評価アンケート(生徒版・保護者版)の実施
1月	・教職員による次年度の取り組み計画
2月	・生徒会活動での取り組みのまとめ
3月	・学校便り等による次年度の取り組み等の説明

## 7 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

### 「重大事態」とは

- いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）

### 想定されるケース

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日以上欠席があった場合

- (1) 白川町教育委員会へ第一報をすみやかに報告する。
- (2) 当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、白川町教育委員会の指導のもと、いじめ未然防止・対策委員会が中心になって、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものととして、白川町教育委員会に報告し、調査を行う。生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないままいじめによる重大事態ではないと判断できないことに留意する。
- (4) 上記調査を行った場合は、調査結果について白川町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、当該生徒のケアを行う。
- (5) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8 保護者の役割

学校は、いじめ防止対策推進法9条に則り、PTAと連携し、保護者に対して以下のような役割を果たすよう働きかけを行う。

- (1) 日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- (2) いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- (3) いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断しない。同時に、子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気を持つことや、学校に相談することなどを助言するように努める。

- (4) いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声かけるように努めるとともに、学校への情報提供をするように心がける。
- (5) 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスだと捉え、被害生徒とその保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心がける。
- (6) 子どもがいじめを受けた場合は、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- (7) 日頃から、スマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭での約束作りに努める。

## 9 学校評価における留意事項

学校評価の実施に当たっては、いじめ問題に対応する学校の取組に関する評価項目を設け、適正な評価を受ける。

## 10 個人情報（アンケート等）の取り扱いについての留意事項

アンケートの質問票の原本等の一次資料や、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間を保存期間とする。